

改正案	現行
<p>（信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）</p> <p>第二十七条 令第六条第八項第二号に規定する主務省令で定める国民 経済上特に緊要な事業は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十 号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業とする。</p> <p>2 4 （略）</p> <p>（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）</p> <p>第七十条 法第三十九条第二項第一号に規定する主務省令で定めるも のは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 十 （略）</p> <p>十の二 他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の 回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業</p>	<p>（信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場 合）</p> <p>第二十七条 令第六条第八項第二号に規定する主務省令で定める国民 経済上特に緊要な事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第一 号に規定する一般電気事業</p> <p>二 金融の円滑を図ることを目的に金融機関の健全かつ適切な運営 に資するため、金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債 権の買取会社が行う金融機関からの債権買取事業</p> <p>2 4 （略）</p> <p>（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）</p> <p>第七十条 法第三十九条第二項第一号に規定する主務省令で定めるも のは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 十 （略）</p> <p>（新設）</p>

者のために当該債権の担保の目的となつてゐる財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

十一（二十三）（略）

二十四 商工組合中央金庫又はその子会社である保険会社（以下この号において「商工組合中央金庫等」という。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該商工組合中央金庫等のために当該債権の担保の目的となつてゐる財産を適正な価格で購入し、並びに購入した財産の所有及び管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

二十五（二十六）（略）

2 法第三十九条第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一（七）（略）

八 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第二項に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号に掲げる業務（同条第二号に規定する業務を行う場合にあつては、主務大臣等の定める基準を全て満たす場合に限る。）

九（十六）（略）

十七 機械類その他の物品又は物件（以下この号において「リース

十一（二十三）（略）

二十四 商工組合中央金庫又はその子会社である保険会社（以下この号において「商工組合中央金庫等」という。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合又は金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社（以下この号において「買取会社」という。）が当該商工組合中央金庫等から買い取つた不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該商工組合中央金庫等又は当該買取会社のためにこれらの債権の担保の目的となつてゐる不動産を適正な価格で購入し、並びに購入した不動産の所有及び管理その他当該不動産に関し必要となる事務を行う業務

二十五（二十六）（略）

2 法第三十九条第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一（七）（略）

八 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第二項に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号に掲げる業務（同条第二号に規定する業務を行う場合にあつては、主務大臣等の定める基準をすべて満たす場合に限る。）

九（十六）（略）

十七 機械類その他の物品又は物件（以下この号において「リース

<p>物品等」という。)を使用させる業務(次に掲げる要件を全て満たす契約に基づいて、主務大臣等が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。)</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>十八〜五十 (略)</p> <p>三〜八 (略)</p>	<p>物品等」という。)を使用させる業務(次に掲げる要件をすべて満たす契約に基づいて、主務大臣等が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。)</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>十八〜五十 (略)</p> <p>三〜八 (略)</p>